

道路維持管理計画

平成29年4月

中国地方整備局
岡山国道事務所

目 次

1. 管理路線の概要	1
2. 道路管理計画策定の背景と目的	3
3. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画）	4
(1) 道路の安全確保に向けて（維持管理目標）	4
①道路巡回	4
②共同溝巡回	5
③清掃	6
④除草	8
⑤植樹剪定	9
⑥舗装維持	10
⑦設備点検	11
⑧照明維持	12
⑨除雪及び凍結防止剤散布	13
⑩橋梁点検	14
⑪トンネル点検	14
⑫防災点検	15
⑬橋梁補修	16
⑭トンネル補修	16
⑮防災対策	17
⑯橋梁耐震補強	17
4. その他	
(1) 道路管理方針の周知、広報	18
5. 参考資料	19

1. 管理路線の概要

岡山国道事務所は、岡山県内の道路事業を担当しており、道路事業における県内国道の直轄指定区間は、一般国道2号、30号、53号の全線及び180号の一部で計265.3kmとなっている。

○岡山国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道2号

一般国道2号は、大阪市から北九州市に至る主要幹線道路であり、当事務所では兵庫、岡山県境より岡山、広島県境に至る延長101.8kmを管理している。

この路線は県南の人口集中地域を横断するため、都市内、都市間、長距離の交通が重なり利用度が極めて高く、交通混雑が激しい区間となっている。

②一般国道30号

一般国道30号は、岡山県岡山市から香川県高松市に至る路線であり、当事務所ではその一部の24.2kmを管理している。

この路線は山陽と四国とを連絡する道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

③一般国道53号

一般国道53号は岡山市から岡山県北部に位置する津山市を經由して鳥取県鳥取市に至る路線で、当事務所ではその一部の93.4kmを管理している。

この路線は一般国道2号と一般国道9号とを結ぶ道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

④一般国道180号

一般国道180号は岡山市から鳥取県を經由して島根県松江市に至る路線で、当事務所ではその一部の45.9kmを管理している。

この路線は一般国道2号と一般国道9号とを結ぶ道路であり、交通需要が極めて高い路線となっている。

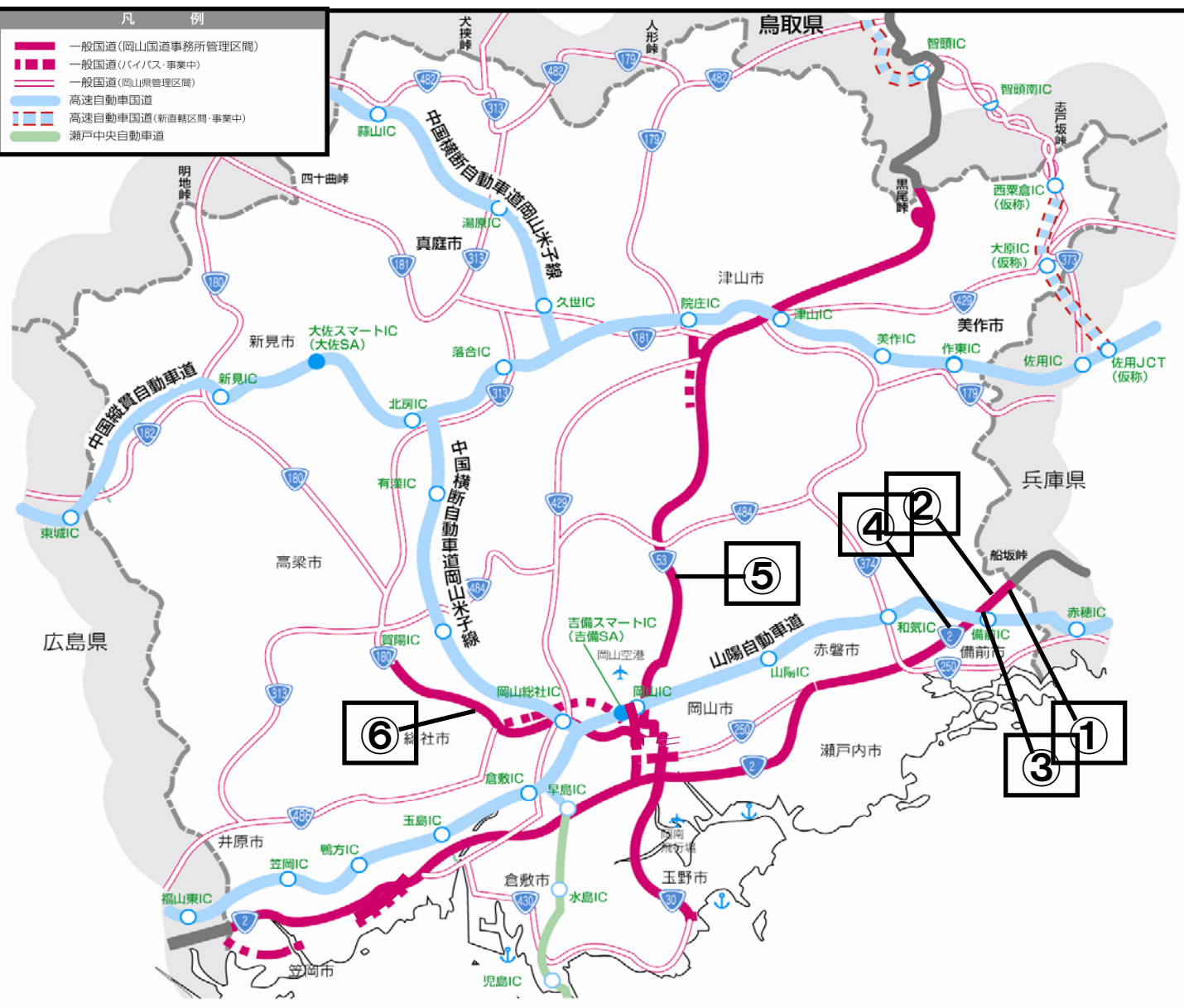
■出張所別管理区間延長

単位：km

路線名	延長	起終点	岡山	岡南	玉島	津山
2号	(92.0)	兵庫県赤穂郡上郡町～福山市大門町	25.2	27.0	39.8	-
	9.8	()は、笠岡バイパス、玉島笠岡道路			(9.8)	-
30号	24.2	岡山市北区表町～玉野市築港一丁目	-	24.2	-	-
	-		-	-	-	-
53号	91.6	岡山市北区南中央町～勝田郡奈義町	14.4	-	-	77.2
	(1.8)	()は、津山市皿～津山市二宮	-	-	-	(1.8)
180号	37.3	岡山市北区伊福町～総社市種井	13.6	-	23.7	-
	(8.6)	()は、岡山西バイパス、総社一宮バイパス	(1.4)	(5.6)	(1.6)	-
計	245.1	兵庫県赤穂郡上郡町～福山市大門町	53.2	51.2	63.5	77.2
	(20.2)	()は、岡山西バイパス、笠岡バイパス等	(1.4)	(5.6)	(11.4)	(1.8)

■事前通行規制区間

図面番号	路線名	規制内容	担当出張所	規制区間			交通量(H.22)台/日	規制条件(通行止)	
				区間	距離標	延長		気象等基準値	気象等観測所
①	2	事前	岡山	備前市三石船坂～三石四十谷	131k400～132k300	0.9	14,469	連続雨量 250mm	(テレメータ) 備前市三石字中除筋
②	2	事前	岡山	備前市三石木谷口～八木山	134k100～135k400	1.3	14,469	連続雨量 250mm	(テレメータ) 備前市三石字台山
③	2	事前	岡山	備前市三石八木山	137k000～137k800	0.8	22,037	連続雨量 250mm	(テレメータ) 備前市八木山字前田
④	2	事前	岡山	備前市伊里中～東片上	140k500～142k600	2.1	18,370	連続雨量 250mm	(テレメータ) 備前市伊里中字コサヤ
⑤	53	事前	津山	岡山市北区御津草生～岡山市北区御津鹿瀬	23k700～25k400	1.7	14,544	連続雨量 200mm 連続雨量 80mm かつ 時間雨量 50mm	(テレメータ) 岡山市北区御津草生
⑥	180	事前	玉島	総社市井尻野～宍粟	24k400～25k600	1.2	14,150	連続雨量 200mm	(テレメータ) 総社市総社湛井



2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

岡山国道事務所が管理する国道の維持管理は、地域により気象条件や沿道状況が異なることから、各出張所毎に清掃、除草、植樹管理等の維持管理基準により実施してきた。

今後は、岡山国道事務所管内における維持管理についても、全国統一基準が設定されたことから、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表するとともに、この計画を基に道路の維持管理を実施します。

事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの苦情・要望等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映します。

なお、維持管理計画の見直しにあたっては、客観的なデータに基づき行い、地方自治体担当部局や道路利用者からの意見等を反映するなど、適切に実施します。

3. これからの道路管理の取り組み(道路管理計画)

(1) 道路の安全確保に向けて(維持管理目標)

①道路巡回

【道路巡回の種類と実施頻度】

○通常巡回

平常時における巡回であり、原則パトロールカーから視認できる範囲で、道路の状況、交通の状況、道路利用状況等を把握するため実施します。

実施頻度：原則として2日に1回の頻度で実施します。

○定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩にて道路構造物等の細部点検を実施します。

実施頻度：原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡します。

○異常時巡回

台風、集中豪雨、積雪時の異常気象時や地震発生時に実施する巡回であり、主として危険が予測される箇所の点検及び道路施設の被災状況、通行の可否等を確認するために実施します。

実施頻度：異常気象時等に適宜実施します。

道路巡回は以下の項目を目的として実施します。

- i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図ります。
- ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生危険を発見します。
- iii) 道路の交通状況を把握します。
- iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握します。
- v) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締りをします。
- vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施します。

通常巡回(落下物処理)



通常巡回(落下物処理)



定期巡回(法面)



②共同溝巡回

実施頻度：原則として年に2回の頻度で実施します。

1. 共同溝巡回は以下を目的として実施します。

共同溝は、NTT、電気、水道、ガスといった施設が入溝しており、共同溝本体の異常、破損等を発見し常時良好な状態に保つことにより、ライフラインの確保を目的として実施します。

2. 事務所の施設量

- | | |
|------------------|----------|
| i) 岡南共同溝 (1工区) | L=1.9 km |
| ii) 岡南共同溝 (2工区) | L=1.3 km |
| iii) 岡山共同溝 | L=1.1 km |
| iv) 番町共同溝 | L=0.6 km |
| v) 岡山西共同溝 (1工区) | L=2.0 km |
| vi) 岡山西共同溝 (2工区) | L=2.5 km |



③清掃

【実施頻度】

○車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車の制動距離の延伸及び二輪車等の事故を防止するために必要に応じて実施します。

また、関係する道路管理者と清掃の実施頻度等を調整します。

実施頻度：（別図－２参照）

- ・岡山市内中心部（４車線区間） 堆積状況を確認の上、年間４回程度実施します。
- ・補助国道と同じ程度にすべき地域（国道２号現道本線・国道５３号４車線区間）
堆積状況を確認の上、年間２回程度実施します。
- ・その他地域 堆積状況を確認の上、年間１回程度実施します。
- ・側道及びランプ 堆積状況を確認の上、年間１回程度実施します。

○歩道清掃

歩行者や自転車の通行に支障がないよう必要に応じて実施します。

実施頻度：原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施します。

○排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を調査の上、必要に応じて実施します。

実施頻度：排水施設は、箇所を限定した上で、年に１回を目安として実施します。

1. 道路清掃については、以下の箇所について実施します。

- 車道部の路面清掃
- 歩道清掃
- 排水施設（構造物）の清掃

2. 事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

路面清掃延長 434.3 km

うち 岡山市内中心部の４車線区間	15.7 km	年４回
補助国道と同じ頻度にすべき地域	96.7 km	年２回
その他地域	153.7 km	年１回
側道及びランプ	24.4 km	年１回

※実施頻度については、岡山県（岡山市）と調整済み

路面清掃



路面清掃



歩道清掃【清掃前】



歩道清掃【清掃後】



排水施設（構造物）清掃【清掃前】



排水施設（構造物）清掃【清掃後】



④除草

<具体的に実施する箇所>

- ・ 曲線部で視認性を確保する箇所
- ・ 交通安全施設の機能を確保する箇所・・・案内標識、デリニエータ等視線誘導標
- ・ 歩道がなく、路肩を二輪車（バイク、自転車）が走行する箇所
- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 自治体等と調整の上で美観上の配慮が必要な箇所

1. 除草は以下の目的で実施します。

除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止し、通行車両からの視認性を確保するため、除草すべき箇所を抽出した上で、実施します。

2. 事務所の施設量と実施エリア

除草面積 約682,000m²

うち 約390,000m² 実施

除草【除草前】



除草【除草後】



⑤植樹剪定実施頻度 (別図-3参照)

高木(特定地域)	: 1年に1回程度
高木(上記以外)、中低木	: 3年に1回程度
寄植	: 1年に1回程度

1. 植樹剪定は以下を目的として実施します。

植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止し、道路利用者からの視認性の確保、植栽の適切な管理のため植樹剪定を実施します。
なお、樹種等に応じて植栽剪定の時期及び頻度に配慮します。

2. 事務所の施設量と実施エリア

植栽管理(高木・特定地域)	約 300本
植栽管理(高木・上記以外)	約5,000本
植栽管理(中低木)	約8,700本
植栽管理(寄植)	約 120千㎡

※特定地域: 岡山の玄関口である岡山駅、後楽園、岡山城などの観光名所や大規模商業施設が集中し、多くの市民・観光客が集まる地域
区間: 一般国道53号 大雲寺交差点~番町交差点(L=1.7km)

植樹剪定【剪定前】



植樹剪定【剪定後】



⑥舗装維持

実施方針

舗装の維持（道路管理上緊急的に実施する必要があるポットホール、パッチング等を除く）は、ひび割れ率30%～40%及びわだち掘れ量30mm～40mmの区間を目安として、シール材の注入工法、切削工法など部分的な手当を実施します。

また、ひび割れ率40%以上及びわだち掘れ量40mm以上を目安として、舗装修繕を実施します。

1. 舗装維持は以下の項目を目的として実施します。

- i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保つ。
- ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保つ。
- iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぐ。

2. 事務所の施設量

①車道舗装面積	約3,298千m ²
②歩道舗装面積	約449千m ²

3. 対応の考え方

- ①通常巡回時に現状を確認の上適切に実施。
- ②騒音・振動等の地元要望対応
- ③交差点部等におけるわだち掘れについて、波状切削を実施します。

シール材注入



切削オーバーレイ



⑦設備点検

実施方針

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）の点検は、「電気通信施設点検基準（案）」（平成26年12月）及び「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」（平成28年3月）に基づき実施します。

1. 設備点検は以下を目的として実施します。

電気通信設備及び道路管理施設（機械設備）は、道路管理上、重要な施設であり、これら施設を定期的に点検することにより良好な設備環境を維持することを目的とし、計画的な修繕・更新等を実施します。

2. 事務所の施設量

i) 電気通信設備

・トンネル警報設備	21台
・道路情報表示設備	45台
・交通遮断設備	6台
・CCTV設備	147台
・テレメータ設備	21台
・ラジオ再放送設備	6台
・通信補助設備	3台
・地下道警報設備	7台
・共同溝電気設備	7台
・予備電源設備	169台
・受変電設備	10台

電気設備点検（道路情報板）



ii) 道路管理施設（機械設備）

・トンネル換気設備	1箇所
・道路排水設備	7箇所
・共同溝機械設備	8箇所

機械設備点検（排水設備）



⑧照明維持

実施方針

- ・ランプ切れ又は経済性を勘案して、灯具等の交換作業を実施します。
- ・灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定し、消費電力量の変更がある場合には、遅滞なく電力供給契約の変更申請手続きを行います。

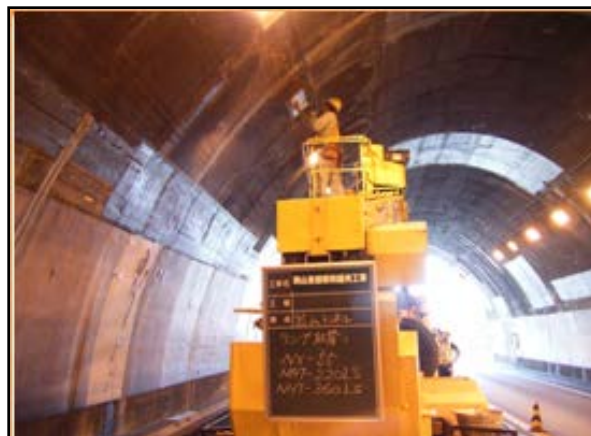
1. 事務所の施設量

- i) 道路照明 約 2,270灯
- ii) トンネル照明 約 1,490灯

道路照明灯のランプ球替え



トンネル照明灯のランプ球替え



⑨除雪及び凍結防止剤散布

管内の一般国道指定区間の道路交通を緊急に確保するため、積雪・気象状況等をすみやかに把握し、迅速且つ適切な除雪活動を実施します。

【除雪目標】

- (平常時) 路面上に約5 cm以上の雪を残さないように、常時2車線の確保を目標とします。
(緊急時) 必要に応じ、警察等の関係機関と大雪もしくは、大雪が予測される場合には、必要な協議を行い、通行止めを行った上での集中的な除雪を実施します。

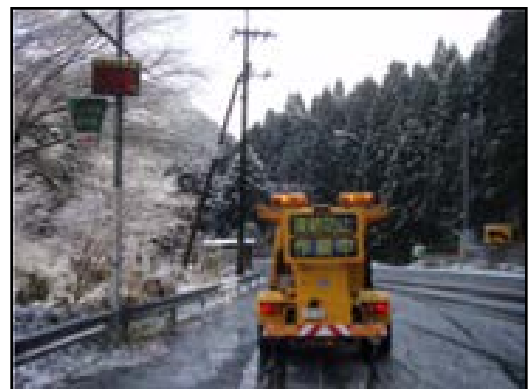
1. 除雪の内容については、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、以下のとおり実施します。

- (新雪除雪) 車道：5 cm～10 cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合
歩道：20 cm程度の降雪量を目安として、歩行者の通行に支障がある場合
- (拡幅除雪) 堆積した雪により必要な車線幅員(2車線)及び堆雪幅の確保が困難になった場合
- (排 雪) 人家連担地、高架橋等で堆積した雪の上に、さらなる降雪が予想され、必要な車線幅員(2車線)が確保できなくなる場合
- (路面整正、圧雪の除去) 連続降雪による圧雪成長及び氷盤により、放置すると道路交通の確保が困難となる場合又はその恐れがある場合及び路面の平坦性を確保する必要がある場合
- (薬剤散布) 路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合
(具体的な散布予定箇所)
- ・局部的に日陰となる箇所、橋梁、トンネル・洞門等の出入口付近
 - ・縦断勾配が急な区間(概ね4%以上の区間)
 - ・平面曲線半径が小さい区間(約300m以下の区間)
 - ・前後区間に対し幅員が狭小な区間、信号交差点や横断歩道、事故多発箇所
 - ・なお、設定した区間外においても交通安全の確保から散布の必要が生じる箇所

除雪



凍結防止剤散布



⑩ 橋梁点検 実施方針

橋梁点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（平成26年3月 国道・防災課）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）及び「コンクリートの塩害に関する特定点検要領（案）」（平成16年3月 国道・防災課）に基づき実施します。

1. 橋梁点検は以下を目的として実施します。
安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うための必要な情報を得ることを目的とし、損傷状況の把握、対策区分の判定、点検結果の記録等を実施します。

2. 事務所の施設量

橋梁	1,062橋	(H29実施予定)	246橋
横断歩道橋	61橋	(H29実施予定)	20橋

橋梁点検車による点検



第三者被害予防点検



⑪ トンネル点検 実施方針

トンネル点検は、「道路トンネル定期点検要領（案）」（平成26年6月 国道・防災課）、「トンネル点検・補修の運用方針（案）」（平成26年10月）に基づき実施します。

1. トンネル点検は以下を目的として実施します。
トンネル本体工の変状を把握して、利用者被害の可能性のある覆工や坑門の浮き・剥離箇所を撤去するなどの応急措置を講じ、必要に応じて応急対策及び標準調査の必要性を判定して点検記録を作成し、安全で効果的な維持管理を行う事を目的として実施します。

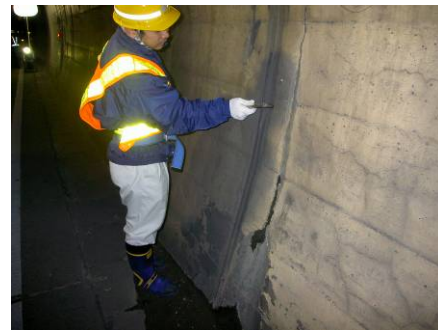
2. 事務所の施設量

トンネル 11トンネル

高所作業車による点検



目視による点検



⑫防災点検

実施方針

- ①防災点検は、過去の防災総点検等で要対策箇所及び防災カルテ箇所に位置づけられた箇所について、道路巡回による目視点検に加え、原則として、年1回の頻度で実施します。
- ②道路のり面工・土工構造物点検は、「道路のり面工・土工構造物の調査要領(案)(平成25年2月 国道・防災課)に基づき、実施するものとする。

1. 防災点検は以下を目的として実施します。

法面等の状況を定期的に観察することで、災害に至る要因を早期に発見し、必要な対応を図ることを目的とします。

2. 事務所の施設量

i) 落石・崩壊	131箇所
ii) 岩盤崩壊	9箇所
iii) 土石流	38箇所
iv) 盛土	28箇所
v) 擁壁	23箇所
vi) 橋梁基礎洗掘	14箇所
vii) その他	2箇所

法面点検



法面点検



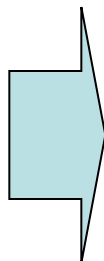
⑬ 橋梁補修

実施方針

橋梁補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁毎の次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。
緊急対策が必要な損傷を発見した場合は、通行規制等の必要性や橋梁の安全性を勘案し、必要な補修等の対策を実施します。

H29実施予定 34橋

伸縮装置取替【対策前】



伸縮装置取替【対策後】



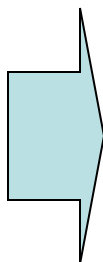
⑭ トンネル補修

実施方針

トンネル補修は、定期点検結果に基づいて、トンネル毎の次回の点検、補修等の時期を明示した補修計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。
緊急対策が必要な損傷を発見した場合は、通行規制等の必要性やトンネルの安全性を勘案の上、必要な補修等の対策を実施します。

H29年度は該当無し

ひび割れ補修【対策前】



ひび割れ補修【対策後】



⑮防災対策

実施方針

防災対策は、過去の防災点検結果及び現地点検により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による異常気象時通行規制区間の有無や災害発生の危険性等を勘案して、実施します。

台風、地震、津波等により緊急的な対応が必要となった場合には、上記に関わらず必要な対策を実施します。

法枠による法面保護【対策前】



法枠による法面保護【対策後】



⑯橋梁耐震補強

実施方針

橋梁耐震補強は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震発生時において重大な損傷を防止することを目的とし、現行の道路橋示方書相当の耐震対策を行う必要のある橋梁について、計画を策定した上で実施します。

緊急な対策が必要な状況である等、特別な事情がある場合には、上記に関わらず必要な対策を実施します。

H29 実施予定 9 橋

橋脚補強（RC巻立）【対策前】



橋脚補強（RC巻立）【対策後】



4. その他

(1) 道路管理方針の周知、広報

- 道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等への周知に努めます。
- 道路利用者、沿道住民等からの苦情対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求めます。
- 行政相談、苦情件数等については内容を分析し、次年度以降の予算執行に反映します。

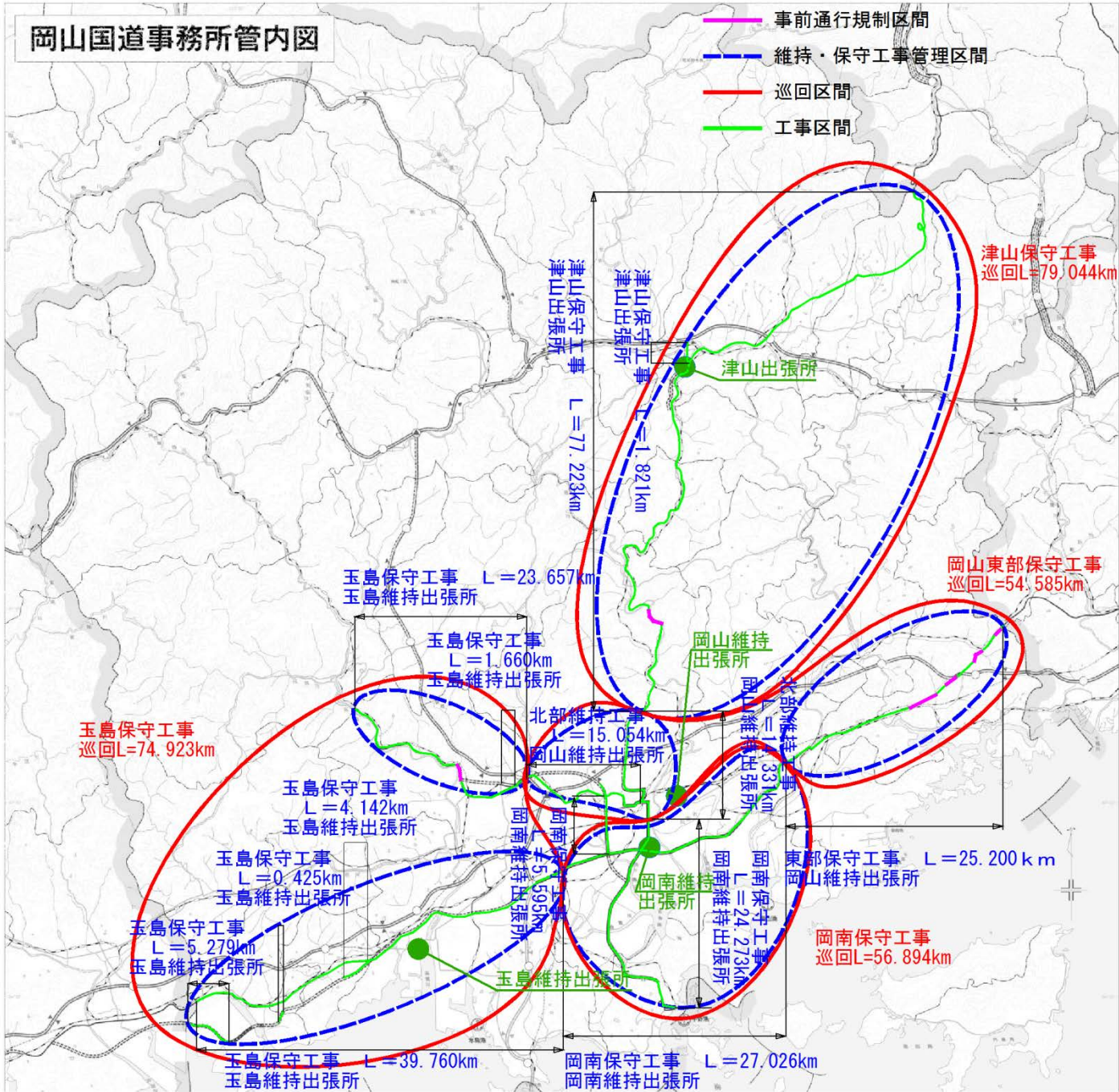
5. 参考資料

- 別図－1 巡回計画
- 別図－2 車道部の路面清掃エリアと実施頻度
- 別図－3 除草実施エリアと実施頻度
- 別図－4 植樹管理（剪定等）エリアと実施頻度

別図-1 巡回計画

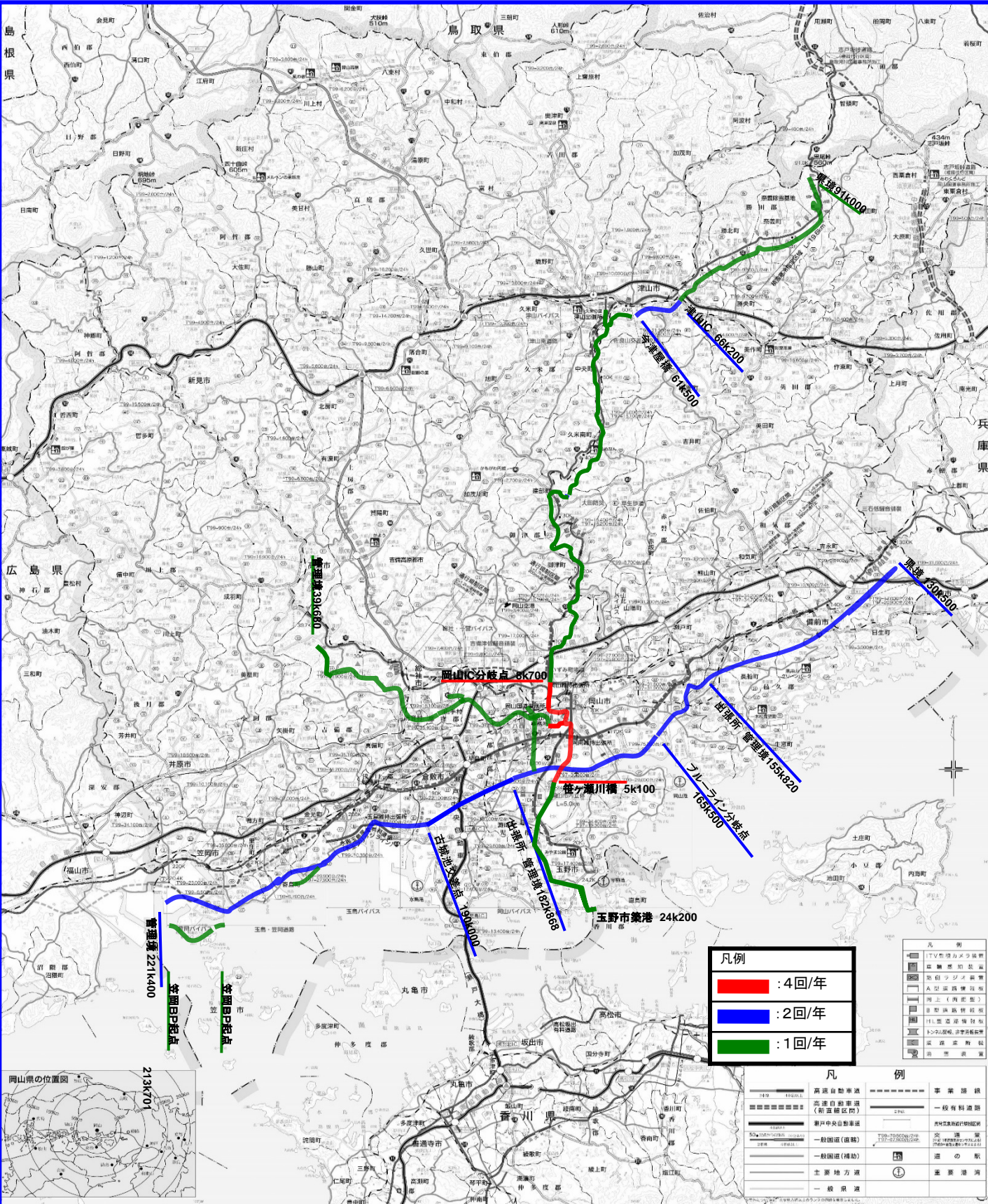
岡山国道事務所管内図

- 事前通行規制区間
- - - 維持・保守工事管理区間
- 巡回区間
- 工事区間



別図-2 車道部の路面清掃エリアと実施頻度

岡山県道事務所



凡例	
—	:4回/年
—	:2回/年
—	:1回/年

凡例	
	TVET学校メッシュ区域
	学校区域
	学校ゾーン設置区域
	A型設置区域
	B型設置区域
	C型設置区域
	D型設置区域
	E型設置区域
	F型設置区域
	G型設置区域
	H型設置区域
	I型設置区域
	J型設置区域
	K型設置区域
	L型設置区域
	M型設置区域
	N型設置区域
	O型設置区域
	P型設置区域
	Q型設置区域
	R型設置区域
	S型設置区域
	T型設置区域
	U型設置区域
	V型設置区域
	W型設置区域
	X型設置区域
	Y型設置区域
	Z型設置区域



別図-3 除草実施エリア

H 29実施方針

○除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で実施します。

- ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

<具体的に実施する箇所>

- ・曲線部で視距を確保する箇所
- ・交通安全施設の機能を確保する箇所・案内標識、テリニエータ等視線誘導標
- ・歩道がなく、路肩を二輪車(バイク、自転車)が走行する箇所
- ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・自治体等と調整の上で美観上の配慮が必要な箇所

○法面除草範囲

法肩SL=1.0m、法尻SL=1.5mを基本

○除草剤の活用

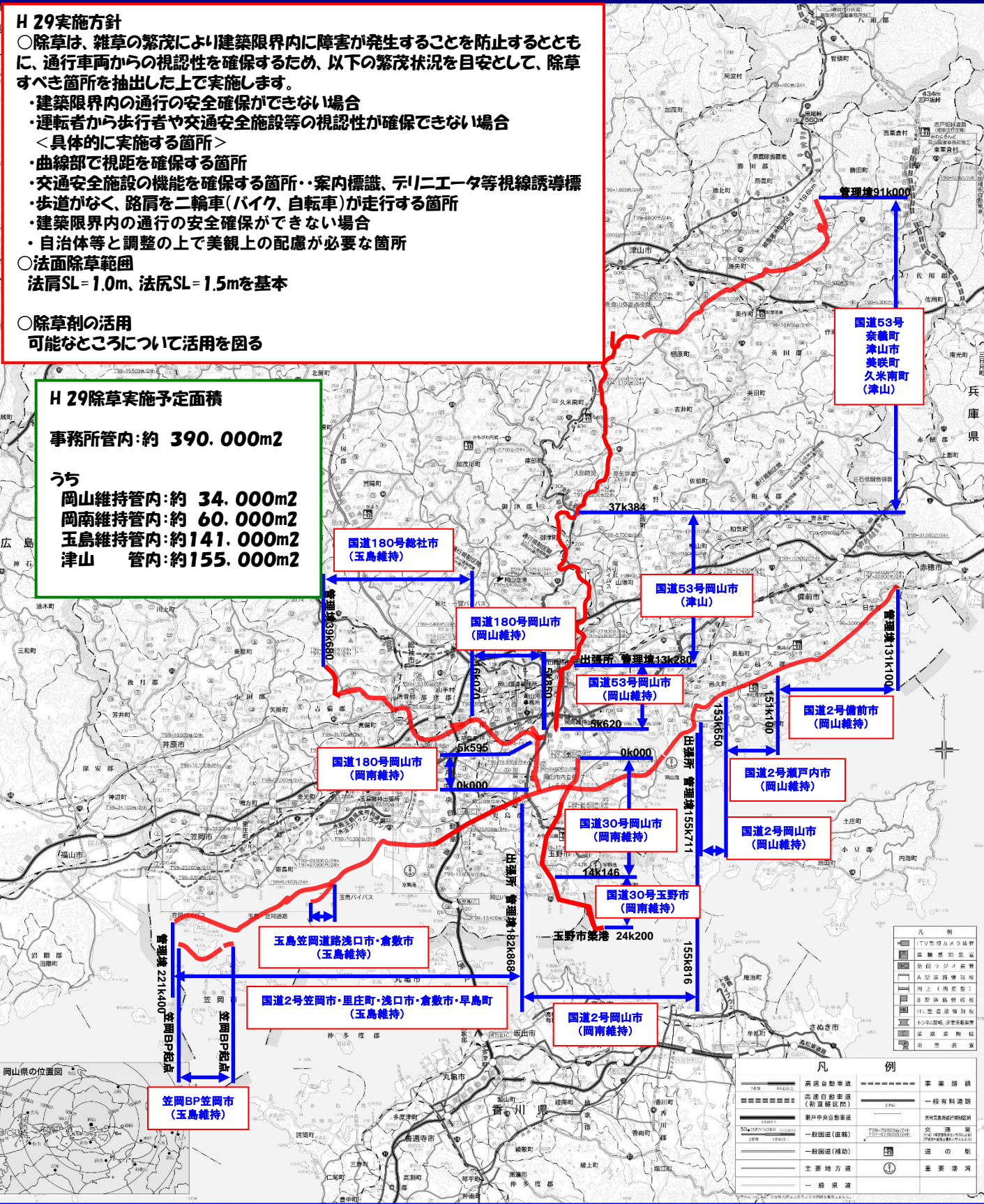
可能なところについて活用を図る

H 29除草実施予定面積

事務所管内:約 390,000m²

うち

- 岡山維持管内:約 34,000m²
- 岡南維持管内:約 60,000m²
- 玉島維持管内:約141,000m²
- 津山 管内:約155,000m²



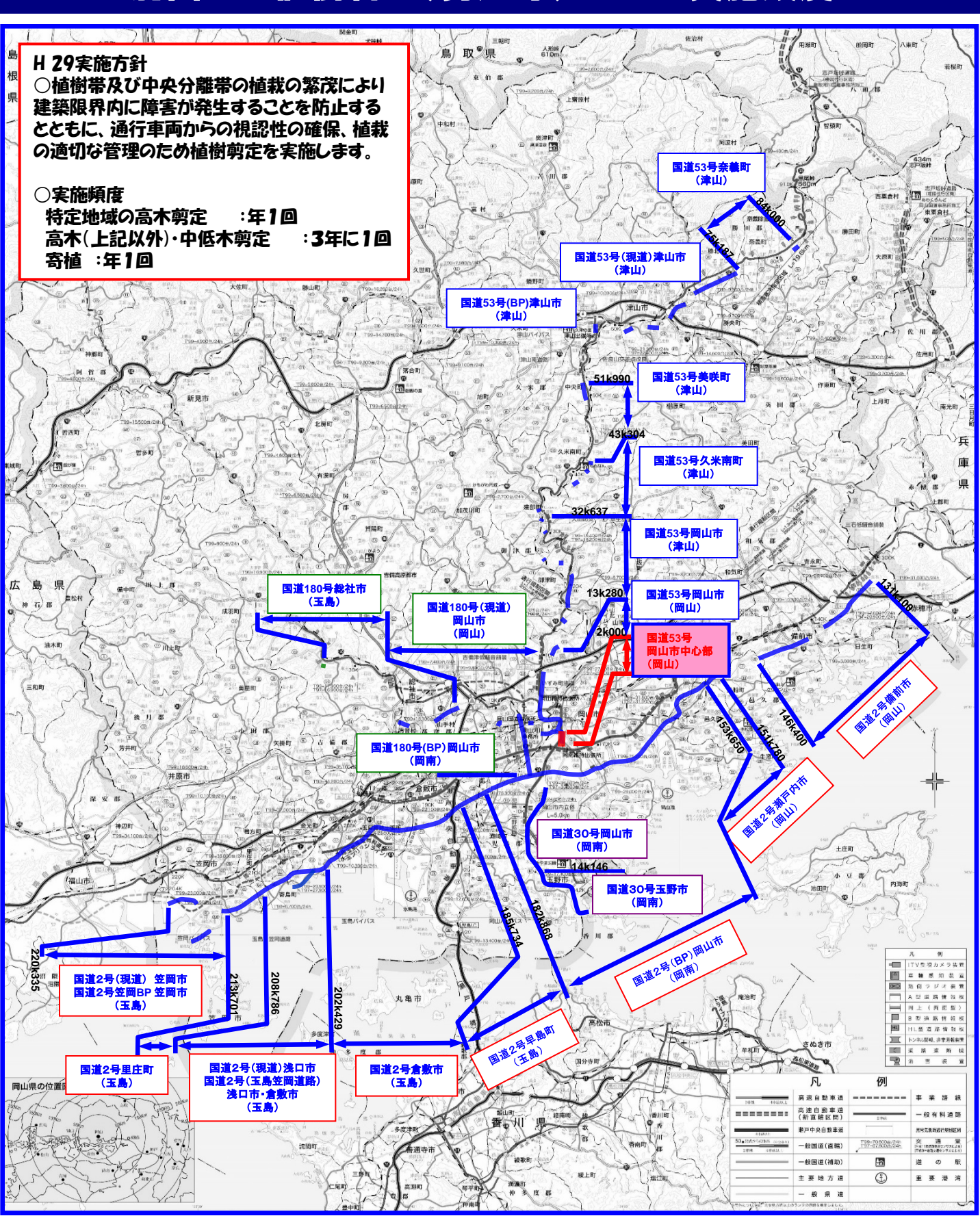
別図-4 植樹管理(剪定等)エリアと実施頻度

H 29実施方針

○植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂により
建築限界内に障害が発生することを防止する
とともに、通行車両からの視認性の確保、植栽
の適切な管理のため植樹剪定を実施します。

○実施頻度

- 特定地域の高木剪定 : 年1回
- 高木(上記以外)・中低木剪定 : 3年に1回
- 奇植 : 年1回



凡	例
[Symbol]	国道自動車道
[Symbol]	市道自動車道(新直轄区外)
[Symbol]	都庁中央自動車道
[Symbol]	一般国道(直轄)
[Symbol]	一般国道(補助)
[Symbol]	主要地方道
[Symbol]	一般道
[Symbol]	事業路線
[Symbol]	一般有料道路
[Symbol]	全通電
[Symbol]	道の駅
[Symbol]	主要港湾